

濟州島住民自治センターにみる設置後 15 年間の更新プロセス

日大生産工 (院) ○金兵 祐太
日大生産工 広田 直行

1 研究の背景と目的

今日、日本の各地域において、高度経済成長期に整備された多くの公共施設が、建築物の老朽化により、建替え、耐震改修、大規模修繕などの更新の時期を迎えている。行政の限られた財源の中での再編が求められており、施設更新費の削減が課題となっている。施設更新費削減の一方法として、各地域でコンバージョンにより施設を整備した実例はあるが、その方法は個別解であり、方法論化された公共施設整備方法を示すことが重要であると考えられる。

一方で、韓国の住民自治センターは、1999年から2002年の3年間にかけて、コンバージョンによって住民自治センター全1759館を設置しており、その後も地域環境に応じて施設を更新していることが明かされている。ソウル特別市およびその周辺地域での調査(図-1)では、疎住地と密住地において施設の更新方法に差異があり、他方の釜山広域市(図-2、図-3)では、コンバージョンによる施設の統廃合を行い、住民自治センターとして廃止された建物は公共施設にコンバージョンされている、という実

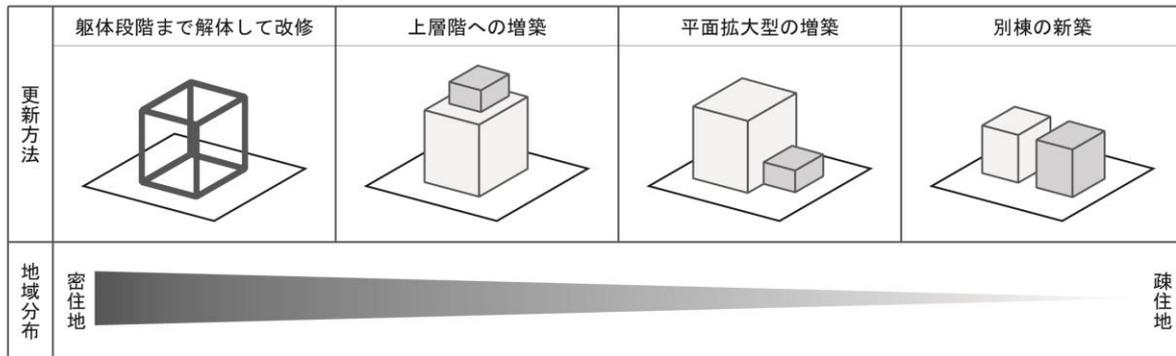


図-1 ソウル特別市および周辺地域でみられた施設更新方法

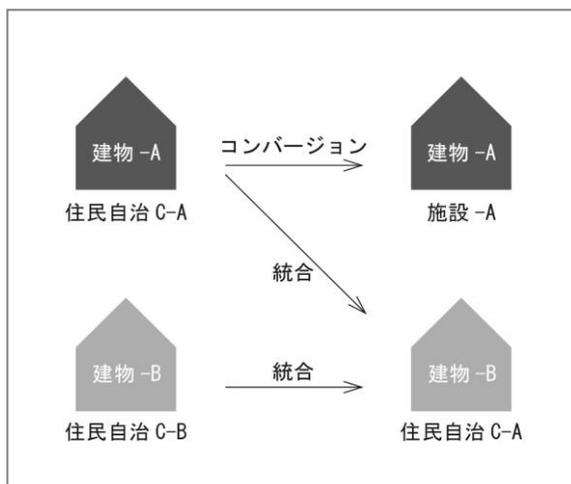


図-2 釜山広域市にみる施設更新方法-1

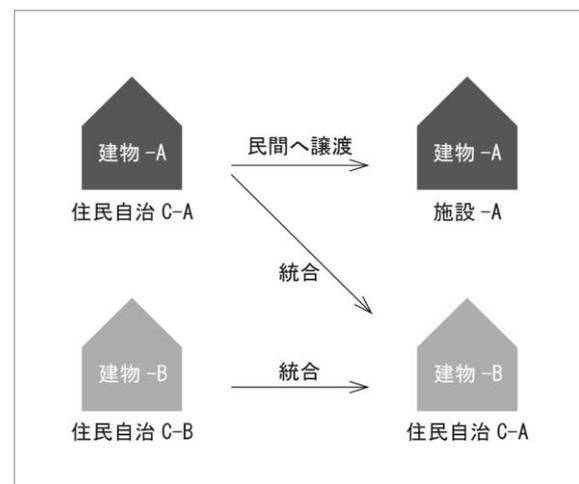


図-3 釜山広域市にみる施設更新方法-2

Update Process of 15 Years After Installation of
The Resident Autonomy Center in Jeju Island

Yuta KANAHYO, Naoyuki HIROTA

態が明かされている。

本稿では、島という地域性を持ち、「済州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための済州特別法」（以下、特別法）の施行による独自の施設更新が考えられる済州島の住民自治センターの更新プロセスを明らかにするとともに、公共施設整備方法に関する方法論的研究における知見を得ることを目的とする。

2 研究の方法

研究の方法は、韓国行政自治部が発行した「全国住民自治センター運営現状集」を翻訳したデータシートに記載されている設置当初の施設データと現地でのヒアリング調査により得られた事項から分析および考察をおこなう。

本稿における調査対象は、データシートに記載されている済州島の住民自治センター全34館から抽出する。調査事例の分類方法は次に述べる。

1) データシートに記載されている各施設の住所をコネスト韓国地図という地図検索サイトに入力し、施設の現状を分類する。分類したものを図-4に示す。

2) 設置当初にコンバージョンにより整備された33事例のうち、データシートの住所と現住所が一致したものが23事例、一致しなかったものが10事例。加えて、設置当初に新築で整備された1事例が現住所と一致しなかったものである。

3) データシートの住所と現住所が一致しなかった図-4-①、②の11事例について、何らかの変更が推察されるものとして調査事例とする。これら調査事例の一覧を表-1に示す。

現地での調査は、2014年8月19日から同年8月22日の4日間においておこなう。調査方法は、施設管理者へのヒアリング調査をおこなう。

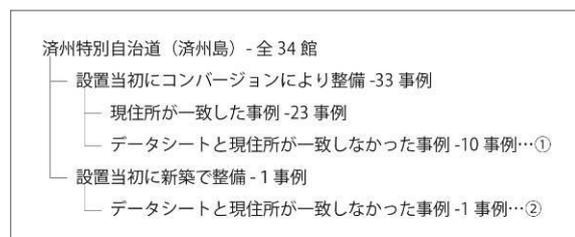


図-4 調査事例の分類

表-1 調査事例一覧

事例番号	施設名称	地名	設法	建築年	設年	施設面積㎡	自備面積㎡	対人口人	対面積km
1	一徳洞	済州市	転用	1983	2000	1173.6	591.7	39,259	0.8
2	二徒1洞	済州市	転用	1968	2000	737.2	123.3	7,431	0.5
3	健入洞	済州市	転用	1969	2000	628.1	400.0	11,745	0.9
4	香羅洞	済州市	転用	1994	2000	774.7	304.1	5,307	3.0
5	連洞	済州市	転用	1984	2001	945.5	267.8	34,020	2.0
6	老街洞	済州市	転用	1986	2000	472.7	142.1	33,332	3.8
7	中央洞	西帰浦市	転用	1987	2000	770.2	446.3	5,225	0.3
8	大倫洞	西帰浦市	転用	1990	2001	571.9	330.6	10,047	2.7
9	旧左邑	北済州郡	新築	2002	2002	1150.4	1150.4	17,092	7.7
10	南元邑	南済州郡	転用	1998	2000	1249.6	115.7	20,310	7.7
11	安徳面	南済州郡	転用	1975	2000	1157.0	155.4	10,412	5.8

3 済州島にみる施設更新プロセス

ヒアリング調査により得られた事項を事例ごとに以下より述べる。

[事例 2]

2009年に現住所に移転され、現在の建物は、地方兵務省からコンバージョンしたものである。

[事例 3]

2007年に、老朽化が原因で建て替えられている。

[事例 6]

庁舎の規模が小さく、2006年に現住所に移転されている。その後、2010年に建替えられている。

[事例 8]

2003年に現住所に移転されている。

[事例 10]

人口増加に伴い住民要求が増加したため、2015年に移転を伴う建替えの計画がある。

[事例 11]

2007年に移転を伴う建替えがあり、以前の建物は青少年文化の家にコンバージョンされている。敷地は住民からの寄贈によるものである。

上記に加えて、済州島全域において、今後統廃合による再編の計画がないことがわかっている。事例1、事例4、事例5、事例7、事例9は変更がない。

これら6事例における更新プロセスのパターンと該当事例を表-2に示す。いずれも移転または建替えによる更新プロセスである。1節で述べたとおり、ソウルおよび釜山の事例において、どちらも建替えによる更新はきわめて少なく、統廃合やコンバージョンによる更新であり、釜

山の事例では、施設の保有数を圧縮し再編に至っている。以上から、濟州島の移転や建替えによる更新の傾向は、人口の増加や財政が拡充していることが考えられる。

4 濟州島の社会的環境の変化に関する一考察

図-5 は事例別の更新年を分布したものである。更新がおこなわれた時期は、2006年から2010年の間に集中している。2006年は、特別法が施行され、濟州島の自治体制が大きく変化した年である。

図-6は韓国の自治体制を図示したものである。2006年以前、濟州島は、広域自治体の道として存在しており、基礎自治体2市2郡で構成されていた。2006年の特別法の施行を機に、濟州特別自治道となり、政府の直轄として設置され、基礎自治体2市の構成に変化している。

また、特別法は、濟州島の観光地化および国際化を促しており、それに伴い別荘地や移民を受け入れていることが考えられる。

設置当初のデータから各施設をプロットし

たものを図-7に、濟州特別自治道のホームページに掲載されている最新の住民自治センターの現状から各施設をプロットしたものを図-8に示す。設置当初、空白であった地域に住民自治センターが新たに設置されている。また、設置当初に34館あったが、現在は43館となっており、設置当初から9館増加している。

施設の更新方法が移転や建替えによるものであること、および施設数が増加していることは、濟州島の各地域において国際化や観光地化により人口の増加や財政が拡充していることが推察される。

5 まとめ

濟州島は、コンバージョンによる更新を主としていたソウルや釜山の事例とは対照的に、移転や建替えによる整備をおこない施設配置を変更しており、対象圏域を変更せず増加している。

移転や建替えによる整備は、2006年から2010年に集中している。2006年に施行された特別法

表-2 更新プロセスのパターンと該当事例

パターン	更新プロセス	該当事例
A		事例2 事例8
B		事例3
C		事例6
D		事例10
E		事例11

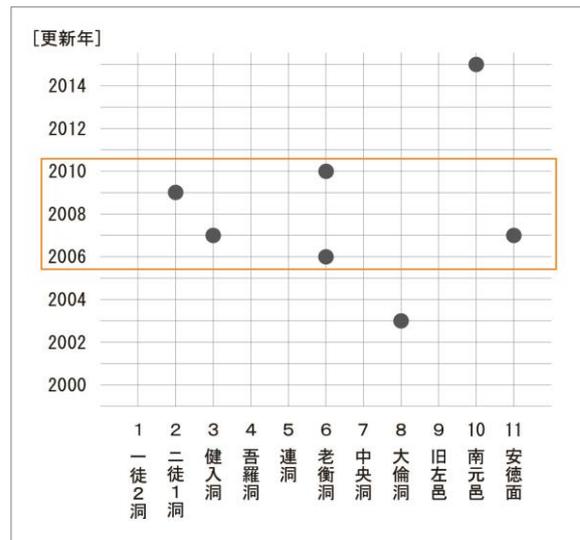


図-5 事例別更新年分布図

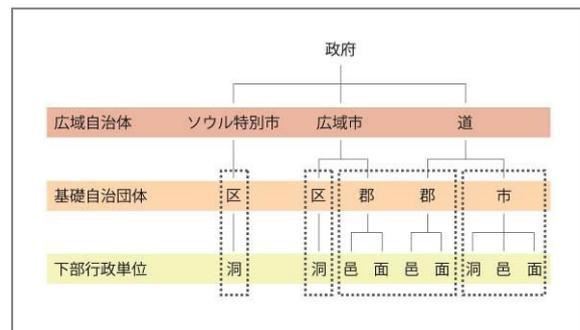


図-6 韓国の自治体制

により、済州島の社会的環境が変化したことが大きな要因として示唆される。

特別法の施行により国際化および観光地化がなされ、別荘地や移民の受け入れによる人口の増加や財政が拡充していることが考えられ、建替えによる施設の更新や施設数が増加していることが、その傾向として推察することができる。

[参考文献等]

1) 韓国行政自治部が発行した「全国住民自治センター運営現状集」を翻訳したもの。1999年から2002年に設置および整備された住民自治センターのデータが記載されている。

2) コネスト韓国地図

<http://map.konest.com/>

3) 済州特別自治道ホームページ

<http://www.jeju.go.kr/index.jeju?sso=ok>

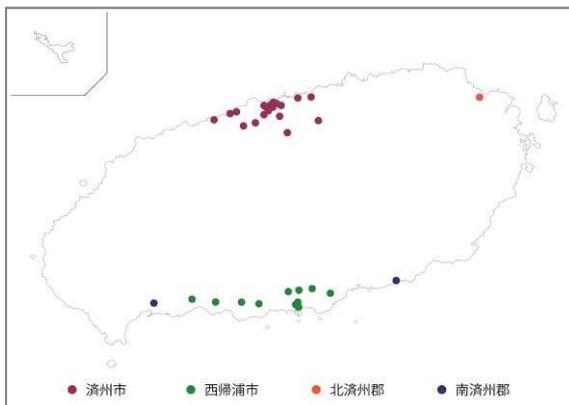


図-7 設置当初の施設配置 (2002)

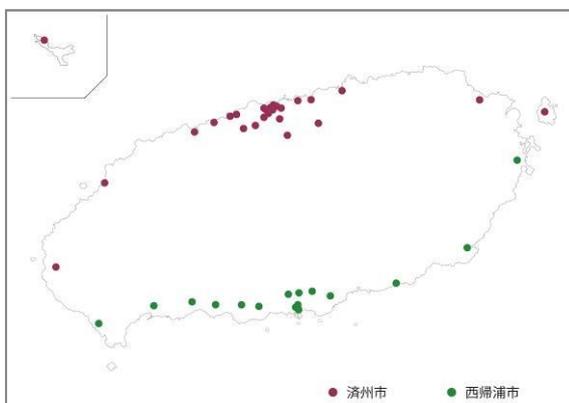


図-8 現在の施設配置 (2014)